

仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付要領

(平成23年5月31日都市整備局住環境部長決裁)

1 趣旨

この要領は、仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付要綱（平成23年5月31日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 必要な書類等

一 要綱第7条第1号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 委任状（区分所有法に規定する管理者以外のものが申請する場合）
- (2) 区分所有部分ごとの用途及び区分所有者の住所・氏名の一覧
- (3) 管理規約及び総会で当該申請に係る議決がなされていることを証する議決書又は議事録
※議決書等には、以下の事項を記載すること。
 - ① 組合員総数と議決権総数
 - ② 出席組合員数とその議決権数
 - ③ 当該申請に係る議案の賛成組合員数と議決権数

(4) 登記事項証明書（建物）

二 要綱第7条第2号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 位置図（方位を明記したもの）
- (3) 配置図
- (4) 平面図（寸法、縮尺、施工箇所を明記したもの）
- (5) 面積表（階別、用途別の面積が確認できるもの）
- (6) 立面図又は断面図（二面以上）
- (7) 現況写真（建物外観及び施工部分の状況が判断できるもの）

三 要綱第7条第3号に規定する書類は、次の書類とする。

- (1) 事業計画書（耐震改修設計から耐震改修工事完了までのスケジュールがわかるもの）
- (2) 補助対象工事見積書の写し

3 様式

要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

| 要 綱 | 名 称 | 別記様式 |
|--------|-------------------------------------|------|
| 第7条 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付申請書 | 第1号 |
| 第8条第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付決定通知書 | 第2号 |
| 第8条第3項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金不交付決定通知書 | 第3号 |
| 第9条第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金（変更・中止・廃止）承認申請書 | 第4号 |
| 第9条第2項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金（変更・中止・廃止）承認通知書 | 第5号 |
| 第9条第3項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書 | 第6号 |
| 第10条 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付申請取下届出書 | 第7号 |

| 要 綱 | 名 称 | 別記様式 |
|----------|--------------------------------|------|
| 第11条第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金中間確認申請書 | 第8号 |
| 第12条 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金完了報告書 | 第9号 |
| 第13条 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金の額の確定通知書 | 第10号 |
| 第14条第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金請求書 | 第11号 |
| 第15条第2項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付決定取消通知書 | 第12号 |
| 第16条第2項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金返還請求書 | 第13号 |
| 第6条の2 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金事前協議書 | 第14号 |
| 第6条の3第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計承認申請書 | 第15号 |
| 第6条の3第2項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計承認通知書 | 第16号 |
| 第6条の4第1項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計変更承認申請書 | 第17号 |
| 第6条の4第3項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計変更承認通知書 | 第18号 |
| 第6条の4第4項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計承認廃止届 | 第19号 |
| 第12条第2項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金初年度終了実績報告書 | 第20号 |
| 第15条第4項 | 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金全体設計承認取消通知書 | 第21号 |

附 則

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

附 則(平成24年5月29日改正)

この改正は、平成24年6月1日から実施する。

附 則(平成25年4月22日改正)

この改正は、平成25年4月23日から実施する。

附 則(平成29年2月15日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月26日改正)

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則(令和2年5月30日改正)

この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和4年3月18日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和6年3月29日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。